(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都府中市南町六丁目15番地の13 相田化学工業株式会社 氏 名 代表取締役 相田 英則

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-368-6311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	相田化学工業株式会社 四谷工場
事業場の所在地	東京都府中市四谷6-12-17
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	非鉄金属製造業
②事業の規模	資本金 8,000万円
③従 業 員 数	令和6年5月1日現在 役員5名 社員(顧問、契約社員、嘱託、パートを含む)446名
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	■廃酸 → 中和・焼却 → 埋立 ■廃アルカリ → 中和・焼却 → 埋立

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

統括責任者:生産本部 本部長

・工場の操業に関する責任者

廃棄物管理:生産本部 四谷工場(特別管理産業廃棄物管理責任者)

・産業廃棄物が収集運搬業者へ引き渡されるまで、適正に保管管理を行う。

廃棄物実務:環境事業部 環境管理課 ・廃棄物の処理計画

・監督官庁への各種報告

・委託処理業者の調査、選定及び管理(現地確認)

· 委託契約書締結

・産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)交付管理

・社員、関連会社に対する教育及び啓発

その他

# 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する重質

<b>持別管理産業廃棄物の排出</b>	lの抑制に関する事項									
	【前年度(令和5年度)実統	責】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ							
	排出量	61.58 t	43.01 t							
①現状	(これまでに実施した取組 廃液に含まれる貴金属を されたものが産業廃棄物とな だが、廃酸、廃アルカリにつ ている。	リサイクルするためい なるため、発生を抑制	制することは困難							
	【目標】	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ							
	排 出 量	80.00 t	60.00 t							
②計画	(今後実施する予定の取組 資源リサイクルを推進する 量増加に伴い、産業廃棄物の 廃酸、廃アルカリについて 検討する。	るため、今後もリサー O排出量も増加する	見込み。							
<b></b> お別管理産業廃棄物の分別	に関する事項									

(	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
(	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

特別管理	産業廃棄	美物の種類		-		_				
排	出	量	-	t	-	t	-	t	-	_
【目標】										
	産業廃棄	芸物の種類								
	産業廃棄出	を物の種類	_	_ t	_	- t	_	t		
特別管理			-	t	_	_ t	_	t	-	
特別管理			_	_ t	_	- t	_	t	_	
特別管理			_	t	_	_ t	_	t	_	

自ら	っ行う特別管理産業廃棄物	物の再生利用に関する事項		
		【前年度(令和5年度)実	績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	①租件	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	①現状 	(これまでに実施した取締	且)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(4) FI FI	(今後実施する予定の取締	且)	
	ら行う特別管理産業廃棄 <b>「</b>	物の中間処理に関する事項		
		【前年度(令和5年度)実	ī	I
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
		(これまでに実施した取締	且)	•
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取締	且)	

自ら	行う特別管理産業廃棄物の再		する						
	【前年度(令和5年度)実統	責】							
	特別管理産業廃棄物の種類		1		_				
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	t	_	t	_	t	-	t
					'				
	【目標】				ı				
	特別管理産業廃棄物の種類		_		-				
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t	-	t	-	t
									ļ
自印	      う行う特別管理産業廃棄物の「	中間処理に関	関する	る事項					
	【前年度(令和5年度)実統	責】							
	特別管理産業廃棄物の種類		_		-				
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t	-	t	ı	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t	_	t	-	t
	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類		_		_				
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	t	_	t	-	t	_	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	_	t	_	t	_	t	_	t

	(第4面)		
ら行う特別管理産	業廃棄物の埋立処分に関する事項		
	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類 廃門	骏	廃アルカリ
①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t	-
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類 廃門	 竣	廃アルカリ
②計画	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t	-
別管理産業廃棄物の	の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類 廃門		廃アルカリ
	全処理委託量	61.58 t	43. 01
	優良認定処理業者 への処理委託量	61.58 t	43. 01
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	_
①現状	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	-
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	-
	(これまでに実施した取組) 廃酸・廃アルカリの処理委託労 適正に処理されていることを確認		実施し、廃棄物が

自ら	行う特別管理産業廃棄物の場	<u> </u>			
	【前年度(令和5年度)実績	Ė.			
	特別管理産業廃棄物の種類	_	_		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	_	-		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
特別	管理産業廃棄物の処理の委託	£に関する事項			
	【前年度(令和5年度)実績	ŧ]			
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-		
	全処理委託量	- t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

		(第5面)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃	アルカリ		
		全処理委託量	60.00	t	60.00	t	
		優良認定処理業者 への処理委託量	60.00	t	60.00	t	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	-	t	-	t	
		認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t	
	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t	
		(今後実施する予定の取組) 処理施設の現地確認は原則 リサイクル材料を受け入れる 業廃棄物が発生する可能性が 認定業者への委託を検討して	として毎年実施 ことになった場  あるが、その場	易合、新	しい性状の	産	
		【前年度(令和5年度)実績	Î				
		特別管理産業廃棄 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄		104. 59 t			
	・情報処理組織の使用 引する事項	(今後実施する予定の取組) 当排出事業場では、令和2年の操業から電子マニフェストに る運用を開始。					
<b>※</b> 重	孫処理欄						
/•\ <del>+</del>							

(第5面)-2

全	管理産業廃棄物の種類 全処理委託量								
	主処理委託量		_		-				
		_	t	_	t	-	t	_	
	優良認定処理業者 への処理委託量	_	t	_	t	_	t	_	
	再生利用業者への 処理委託量	_	t	_	t	_	t	_	
	認定熱回収業者 への処理委託量	_	t	_	t	_	t	_	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	_	t	_	t	_	t	_	

### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関す る取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。